

## 被相続人居住用家屋等確認申請書(別記様式1-2表面)記入の注意

国土交通省ホームページから取り出すことができます。(裏表印刷で2枚)

家屋取壊し後の敷地の譲渡の場合には別記様式1-2を使用します。記入の注意は以下のとおりです。点線より下は市が記入します。(1部提出)

※日付順の注意 1→2→3→4(1と2は同日でも可) ○の数字は裏面の確認欄の番号

申請者(相続人ごと申請)	住所、昼連絡が着く電話番号、氏名を記入
家屋及びその敷地等の所在地	亡くなられた方が住んでいた家屋及び敷地の所在地の全筆(③売買契約書から)を記入
家屋の建築年月日	亡くなられた方が住んでいた家屋が建てられた年月日を記入、昭和56年5月31日以前が対象(課税情報から)
被相続人の氏名及び住所	亡くなられた方の氏名及び住所(①除票・戸籍の附票から)を記入
相続発生日(被相続人の死亡日)①	死亡日(①除票から)を記入、3年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡が対象
相続による取得日②	相続が決まった日(遺産分割協議の確定日)を記入
被相続人居住用家屋を取得了した他の相続人の氏名及び住所	家屋及び敷地を相続した他の相続人全員の氏名及び住所(②他の相続人の住民票から)を記入、欄内に書ききれないときは、別紙として添付のこと。なお、別紙を添付した場合は、「被相続人居住用家屋等確認申請書」に糊付け等で貼付のこと。(家屋と敷地が同じ相続人なら同上で良い)
被相続人居住用家屋の敷地等を取得了した他の相続人の氏名及び住所	家屋を取壊した日(④閉鎖事項証明書から)を記入
家屋の取壊し、除却又は滅失日③	家屋を取壊した日(④閉鎖事項証明書から)を記入
譲渡日④	譲渡日(③売買契約書から)を記入、価格は1億円以下

### 3千万円の特別控除必要書類

1. 譲渡所得の金額の計算に関する明細書
2. 被相続人居住用家屋及びその敷地等の登記事項証明書等
3. 敷地等の売買契約書の写し等
4. 被相続人居住用家屋等確認申請書(別記様式1-2)

今回の市が発行する4.被相続人居住用家屋等確認書は、提出の一部書類です。

申請者において、確定申告書に併せ、上記の1から4の書類をそろえて税務署に提出認められた場合、3千万円の特別控除が適用されます。

詳しくは確定申告提出先の税務署にお問い合わせください。

## 被相続人居住用家屋等確認書の交付の為の提出書類の確認表(別紙)

### 様式1-2)のチェック

○の数字は確認表の番号

- ①被相続人(亡くなった方)の住民票の除票、老人ホーム等入所は戸籍の附票  
**コピー不可**(市民窓口課)
  - 相続発生日(被相続人の死亡日)の転記確認、 被相続人の氏名、 住所
- ②相続人全員(　　人)の住民票(2回以上住所移転の方は戸籍の附票のこと、  
共有名義は全ての住民票)**コピー不可**(知多市の場合は市民窓口課)
  - (知多市以外の方はそれぞれお住まいの本籍の有る市町村で取得)
  - 申請者の氏名、 住所、 他の相続人の氏名、 住所
- ③敷地の売買契約書の写し(代表者の場合は全員の委任状等) **コピー可**
  - 貸渡日の転記確認、 敷地等の所在地の全筆の転記確認
- ④法務局が作成する家屋取壊し後の閉鎖事項証明書の写し **コピー可**
  - 家屋の取壊し、除去又は滅失日の転記確認
- ⑤(i)ガスの閉栓証明書・電気会社の証明書・水道の休止等の証明書**コピー可**
  - 相続から貸渡期間までのインフラ各社からの使用状況により空家確認
- ⑥家屋取壊し後の敷地の写真(日付入り) **コピー可**
  - 取壊し日から貸渡日の間の日付の確認
- ⑦老人ホーム等に入所していた場合別書類必要①が戸籍の附票に変わること  
提出書類の確認欄は空欄のこと

申請時確認表の確認欄に提出書類の内容と日付を確認して「✓」を記入します

\*\*\*\*\*

都市計画課にて取壊し前住宅地図のコピーと申請後の現地写真を添付します。

現地調査と写真撮影(令和　年　月　日)

支障なし・他確認必要( )



受付から1週間程度かかります。

審査のうえ、「被相続人居住用家屋等確認書」を発行します

不明な点等ありましたら、お問い合わせください。

<連絡先> 〒478-8601

愛知県知多市緑町1番地 知多市役所都市計画課 空家担当宛  
直通(0562)36-2669 代表(0562)33-3151 内線330